

新型コロナウイルス感染症に対する医院対応（ある会員の先生からご寄稿いただきました）

各医療機関、新型コロナウイルス感染に対しては非常に苦慮していることと思います。日本各地で医療従事者の感染の報道を頻繁に耳にするようになりました。当然のこととして、各医療機関は自己防衛策を取らなくては行けませんが、感染防御用資材（PPE）の調達が非常に困難になっています。

今回、会員の先生方にお知らせ致したいのは次の二つのケースが発生したときの対応についてです。

① 医療スタッフに感染の可能性が発生した場合

医療スタッフから体調不良等の報告が上がってきた場合は、当該スタッフに帰宅を指示し、体調の変化を報告してもらうのは当然のことですが、自院を休診にするのか、継続して診療を行うかの判断は非常に難しいと思います。しかしながら、昨今の報道を見る限り、2日ほど休診にして当該スタッフの経過観察をした方が感染防止のことを考えた場合間違いないように思われます。

② 院長自ら体調不良を感じた場合

この場合は、診療を即座に停止し、休診とすることをお勧めします。もう少し様子をみて決定しようと考えたら、後々大変なケースに発展する可能性があります。これもとりにあらず、2～3日の体調変化を観察すべきと考えられます。

自院の感染防御を具体的に考えた場合、次の点が非常に重要と考えられます。

- 1、新型コロナに特化した問診票の作成。体温測定等による発症者の選別（この場合重要なのは平熱よりどの程度上昇しているかになります。）待合室における、三密状況を作らない。
- 2、PPEを出来るだけ万全とする。
- 3、「清潔域」、「不潔域」の概念を徹底化する
- 4、スタッフと感染防御に対する意識を共有する

1・2に関して言えば、新型コロナウイルスにおいては、その特性から患者さんの区分は非常に困難と思われるし、PPEに関しても簡単に手に入る状況ではありません。あくまでも、可能な範囲での対応となってしまいます。自院が対応不可能と判断した場合は、「名誉ある自主休業」も考えなければいけません。3・4に関しては、直ぐに対応可能です。特に「清潔域」「不潔域」の徹底は、必ず必要なことで、これを怠れば、いくら万全のPPEを装着していても感染の可能性が生じます。また、今、看護師、歯科衛生士等の医療スタッフはコロナ感染に対して過敏状態です。スタッフとコロナウイルスに関して、正しい知識と情報を共有して頂きたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その13）が発出されています

①電話等による診療で「通院・在宅精神療法」を行った場合、特定疾患療養管理料の「2.許可病床数が100床未満の病院の場合（147点）」が算定できるというもの、②新規開設等で特別入院基本料を算定している場合でも、「臨時的な取扱い（その12）」の特定集中治療室管理料等が算定できるというものです。詳細は厚労省ホームページもしくは当協会ホームページで原文をご確認ください。

新型コロナウイルスの感染疑いの患者さんを地域外来・検査センターに紹介した場合の診療情報提供料について

令和2年4月15日付で厚労省より以下の事務連絡が発出されていますので、以下に沿った対応を行った場合、診療情報提供料(I)が算定できます。

地域の診療所等が単なる電話等による健康相談や受診勧奨ではなく、電話等により診療を行い、患者の同意を得て、地域外来・検査センターに診療情報の提供を行い、同センターを紹介する場合を含め、地域の診療所等が、診療に基づき患者の同意を得て、地域外来・検査センターに患者を紹介した場合は、診療情報提供料の算定対象となり得る。